

茅ヶ崎市児童クラブ入所事務取扱基準

平成29年10月2日制定

茅ヶ崎市児童クラブ条例（以下「条例」という。）に基づき、保育を実施するに当たり、当該事務が適正かつ円滑に実施することを目的に入所事務取扱基準を設ける。

1 入所要件

(1) 条例第9条に規定する「入所することができる児童」（入所対象児童）

保護者及び同居の親族その他の者が、放課後及び小学校の長期休暇等において、以下に掲げる事由により、保育することができない小学校に就学する児童

① 居宅外労働

児童の保護者が放課後に居宅外で労働している、又は生活を維持することを目的に技術を習得するため学校等に通学していて、児童の保育ができない場合。

就労時間については、1日5時間以上でかつ1週間に3日以上または1か月60時間以上でかつ1か月12日以上を原則とする。

ただし、入所後就労予定の場合及び入所中に転職等により求職活動をする場合には、それぞれ2ヶ月間の入所猶予期間を設け、当該期間内に上記就労時間を満たすことを条件とする。

なお、育児休業取得の場合の入所要件は、育児休業取得対象の児童が満1歳になる日を含む月の月末までとする。

② 居宅内労働

児童の保護者が放課後に居宅内で家事以外の労働をすることにより児童の保育ができない場合。就労時間については、居宅外労働の場合に準じる。

③ 妊娠・出産

児童の母親が妊娠中であるか出産後間もない場合。入所期間は原則として出産予定日の6週前の日を含む月の初日から出産予定日の8週後の日を含む月の末日とするが、状況に応じて判断する。

④ 疾病・心身障害等

児童の保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合で児童の保育ができない場合。

⑤ 病人の看護・介護等

児童の家庭に長期にわたり病人や心身に障害のある者または、常時介護の必要とされる者がいて、保護者がその看護・介護にあたることが常であり、児童の保育ができない場合。病院に入院中または、施設に入所中の者については、常時付き添いが必要とされる場合を除き、この対象とはならない。

⑥ 災害

火災や風水害、地震等不測の事態により、家屋等破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合。

⑦ その他

前各号に類する状態であって市長が特に必要と認めた場合。

(2) 同居の親族等の取り扱い

- ① 同居の65歳以上の祖父母等については、保育困難と判断する。ただし、65歳未満であっても病気等の場合においては保育可能かどうか実態に即して判断する。
- ② 同居・別居については、祖父母等と同居先であっても、2世帯住宅（玄関、台所、風呂等が別で生計も別であること）の場合は別居として取り扱う。
- ③ 同居の祖父母等が65歳未満の際には、保育が不可能と判断される証明書（就労証明書、診断書等）を併せて添付することとする。

2 入所選考等

(1) 毎年、4月1日からの入所選考は、三段階で行うものとする。

第一次選考は、12月末日までに提出された申請書について選考することとし、1月末日までに決定することとする。

第二次選考は、翌年1月1日から2月15日までに提出された申請書について選考するものとし、2月末日までに決定することとする。

第三次選考は、翌年2月16日から3月15日までに提出された申請書について選考するものとし、3月末日までに決定することとする。

なお、入所選考は、入所要件を満たす児童のうち、より学年の低い児童と障がいがあり医師の診断書等の添付のある児童を優先して行い、同学年の児童が入所待機となるような状況の際には、別表1及び別表2の児童クラブ入所判定基準・調整指数（以下「入所判定基準」という。）により判定するものとする。「入所判定基準」は、児童の保護者のうち、より、在宅時間の長い者により判定するものとする。

なお、同学年の児童が同点となった際には、「就労時間の長さ」、「別表1に基づく保護者の点数の合計点」、「通勤時間の長さ及び保護者の勤務時間終了時刻」といった項目を使用し判定するものとする。

(2) 児童クラブの入所日は、1日又は16日とする。

5月1日以降、毎月1日からの入所を希望する際は、入所希望月の前月の15日までに申請書を提出することとする。

毎月16日からの入所を希望する際は、入所希望月の前月の末日までに申請書を提出することとする。

なお、締切日が日曜又は祝日の場合にはその前日を締切日とする。

(3) 入所する児童クラブは、原則として児童が在籍する小学校区に設置された児童クラブとする。小学校区に複数児童クラブが設置されている場合には、希望制とする。

また、私学通学児童においては、原則として居住地に属する小学校区に設置された児童クラブとする。

(4) 入所希望者が保育可能な人数を超えた場合には、近隣の他の入所可能な児童クラブの入所を案内する場合がある。

(5) 保育可能な人数については、別に定める。

3 要件確認について

(1) 入所要件の確認で、別表3により提出された必要書類については、記載された内容に修正があった場合には再提出するものとする。なお、入所待機となった場合はこの限りではない。

(2) 別表3に記載の必要書類については、就労証明書及び在学証明書は1ヶ月以内、診断書は3ヶ月以内に発行されたものとする。

児童クラブ入所判定表

別表1 入所判定基準

平成29年10月2日

類型	細目		点数
1 居宅外労働 ※（中心者）は、事業者を指す ※（補助者）は、事業を補助している者を指す	外勤	月20日以上かつ1日8時間以上 160h～ 5日/週 8時/日	10
		月20日以上かつ1日6時間以上 120h～ 5日/週 6時/日	9
		月16日以上かつ1日8時間以上 128h～ 4日/週 8時/日	
		月16日以上かつ1日6時間以上 96h～ 4日/週 6時/日	8
		月12日以上かつ1日5時間以上 60h～ 3日/週 5時/日	7
		上記以外	1
	自営 （中心者）	月20日以上かつ1日8時間以上 160h～ 5日/週 8時/日	9
		月20日以上かつ1日6時間以上 120h～ 5日/週 6時/日	8
		月16日以上かつ1日8時間以上 128h～ 4日/週 8時/日	
		月16日以上かつ1日6時間以上 96h～ 4日/週 6時/日	7
		月12日以上かつ1日5時間以上 60h～ 3日/週 5時/日	6
		上記以外	1
	自営 （補助者）	月20日以上かつ1日8時間以上 160h～ 5日/週 8時/日	8
		月20日以上かつ1日6時間以上 120h～ 5日/週 6時/日	7
		月16日以上かつ1日8時間以上 128h～ 4日/週 8時/日	
		月16日以上かつ1日6時間以上 96h～ 4日/週 6時/日	6
		月12日以上かつ1日5時間以上 60h～ 3日/週 5時/日	5
		上記以外	1
2 居宅内労働 ※（中心者）は、事業者を指す ※（補助者）は、事業を補助している者を指す	自営 （中心者）	月20日以上かつ1日8時間以上 160h～ 5日/週 8時/日	7
		月20日以上かつ1日6時間以上 120h～ 5日/週 6時/日	6
		月16日以上かつ1日8時間以上 128h～ 4日/週 8時/日	
		月16日以上かつ1日6時間以上 96h～ 4日/週 6時/日	5
		月12日以上かつ1日5時間以上 60h～ 3日/週 5時/日	4
		上記以外	1
	自営 （補助者）	月20日以上かつ1日8時間以上 160h～ 5日/週 8時/日	6
		月20日以上かつ1日6時間以上 120h～ 5日/週 6時/日	5
		月16日以上かつ1日8時間以上 128h～ 4日/週 8時/日	
		月16日以上かつ1日6時間以上 96h～ 4日/週 6時/日	4
		月12日以上かつ1日5時間以上 60h～ 3日/週 5時/日	3
上記以外		1	
上記以外の居宅内労働 （在宅勤務・内職など 収入を証明する書類により判断）		7～3	
求職		1	
内定（入所後就労開始）	上記に該当する就労時間の項目から -2		

類型	細目	点数
3 妊娠、出産		9

類型	細目	点数	
4 疾病、心身障害等	入院	10	
	疾病	常時臥床	10
		精神疾患	10
		慢性疾患	8
	心身障害	重度心身障害者（身障手帳1・2級、聴覚障害3級）	10
中度心身障害者（上記以外）		8	

類型	細目	点数
5 同居の 病人の看護等	入院中の者の付き添いが常時必要（主治医の診断書により判断）	10
	同居者の自宅看護	5
	重度心身障害者（身障手帳1・2級、聴覚障害3級以上、療育手帳A1・A2）	10

類型	細目	点数
6 災害	災害等の復旧のため保育にあたれない	10

類型	細目	点数	
7 その他	就学・技能取得のため	通学（月20日以上かつ1日6時間以上）	8
		通学（上記以外）	7
	市長が保育に欠けると認める場合		市長が定める

別表2 調整指数

保護者等の状況	点数
ひとり親世帯（祖父母同居の場合を除く）である/離婚・離婚調停中・死別等	+5
単身赴任	+4
転居（転校）の為の入所	+3
同居・二世帯・同一敷地内に保育要件を満たしていない祖父母が同居している場合	-5
入所決定を辞退した・入所を保留した・年度途中で退所し再申請する場合	-2
市長が緊急性が高いと判断した場合	市長が定める

別表3 必要添付書類の表

	種 別	必要添付書類	備 考
1	就労により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ・自営業については、確定申告の控え等（専従者の確認）のコピー ・内職については、仕切書・納品書等（勤務時間の換算確認）のコピー 	
2	出産により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳等のコピー 	母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの
3	疾病により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書・障害者手帳等のコピー 	
4	看護・介護等により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・看護・介護を受けている人の診断書・障害者手帳のコピー又は介護を必要とすることを証明できるもの 	介護保険認定書等看護期間の記載があり、病状等がわかること
5	就学により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・就学状況申告書 ・在学期間の記載のある在学証明書のコピー ・時間割表等のコピー 	